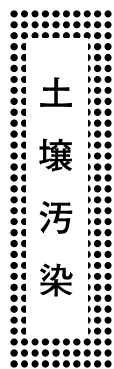


9. 土 壤 污 染



9. 土 壤 汚 染

概 況

土壤汚染は、大気汚染や水質汚濁等と異なり、発生源を断てば汚染が解消する汚染ではなく、一旦汚染されると除去しない限り、その影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染といわれている。

そのため、土壤汚染の状況を把握して、人への健康被害を防止するために対策を行うことにより、人の健康を保護する目的とする土壤汚染対策法が平成14年5月に制定され、平成15年2月15日から施行された。この法律では、揮発性有機化合物、重金属・農薬等の25物質を特定有害物質と定め、これらを取り扱っていた工場を廃止する場合や、工場跡地などで土壤汚染のおそれが高く人の健康へ被害を及ぼすおそれのある場合には、土地の所有者等がその汚染の状況を調査することになる。この調査で土に含まれている特定有害物質が基準を超えていることがわかった場合は、本市がその土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定する。指定された区域では、汚染原因者（汚染原因者などが不明の場合は土地所有者）が汚染された土をきれいな土で覆ったり、封じ込めたり、浄化するなどの対策をとる必要がある。

また、平成21年4月に公布された土壤汚染対策法の改正により汚染土壤の適正管理の観点から、汚染土壤の処理を業として行う者は、許可が必要となった。

県条例においても土壤・地下水汚染の未然防止から、調査義務、汚染土壤の拡散防止や土地改変時の義務について規定されている。

本市における土壤汚染対策法、県条例の届出状況は、表－45と表－46のとおりで、平成24年度に指定された区域及び指定解除された区域はそれぞれ1件となっている。

表 - 45 土壌汚染対策法に係る届出状況

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法第3条第1項			
有害物質使用特定施設の廃止	5	3	5
土壌汚染状況調査の結果報告	4	3	5
土壌汚染状況調査の調査実施中	0	2	0
法第3条第1項ただし書き			
土壌汚染状況調査の調査猶予	3	1	6
土壌汚染状況調査の調査猶予取消	0	0	1
土壌汚染状況調査の調査猶予の手段中	0	1	0
法第4条※1			
一定の規模以上の土地の形質の変更	15	14	5
土壌汚染状況調査の調査命令	0	0	0
法第5条※2			
土壌汚染状況調査の調査命令	0	0	0
法第6条※1			
要措置区域の指定	1	0	1
要措置区域の指定解除	0	0	1
法第11条※1			
形質変更時要届出区域の指定	2※3	0	0
形質変更時要届出区域の指定解除	0	0	0

※1 法改正(平成22年4月1日施行)により新たに追加された条項

※2 旧法の法第4条と同じ

※3 旧法第5条の規定により指定されている土地は形質変更時要届出区域とみなす

表 - 46 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
条例第39条※1			
土壌汚染状況調査の結果報告	0	1	2
条例第39条の2※2			
過去の有害物質取扱事業所の設置状況調査結果	16	14	5
土壌汚染状況調査の結果報告	0	1	1
条例第40条			
汚染拡散防止の応急措置等	4	0	0
条例第45条※1			
土壌又は地下水の汚染の状況等報告	1	0	0

※1 条例改正(平成22年10月1日施行)により新たに追加された条項

※2 旧条例の条例第42条と同じ